

新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会設置要綱

(設置)

第1条 新宿区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成2年新宿区条例第9号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、新宿区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に、新宿区情報公開・個人情報保護審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営小委員会は、条例第2条第2項の規定による建議の要否、審議会委員及び区民からの要望内容に係る審議会への付議の要否等同項の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項を調査審議し、審議会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 運営小委員会は、審議会委員（学識経験者及び条例第3条第1項第2号から第4号までに掲げるいずれかの者）4人をもって組織する。

(委員の指名)

第4条 会長は、条例第8条第2項の規定による運営小委員会の委員（以下「委員」という。）の指名を第2条の規定による調査審議の事案ごとに行うものとする。

(委員長)

第5条 運営小委員会に委員長を置く。
2 会長は、委員のうちから、条例第8条第2項の規定により委員長を指名する。
3 委員長は、運営小委員会を代表し、会務を総理する。
4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 運営小委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第7条 運営小委員会は、3名以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 運営小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の非公開)

第8条 運営小委員会は、非公開とする。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、本要綱を定めた日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。